

令和 7 年度 佐賀県障害福祉サービス等情報公表制度実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 76 条の 3 及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 18 に基づく障害福祉サービス等の公表に関し必要な事項を定めることにより、情報公表に係る事務を効率的かつ円滑に行うことを目的とする。

(基準日)

第 2 条 基準日は、令和 7 年 4 月 1 日とする。

(実施期間)

第 3 条 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

(報告の開始日)

第 4 条 本制度に係る報告の開始日（障害福祉サービス等事業者経営情報を除く）は以下のとおりとする。

- (1) 令和 7 年 4 月 1 日より前に指定障害福祉サービス等の提供を開始した事業者
令和 7 年 5 月 1 日
- (2) 令和 7 年 4 月 1 日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始した事業者
指定障害福祉サービス事業者等の指定を受けた日

2 障害福祉サービス等事業者経営情報の報告の開始日は、指定障害福祉サービス等事業者の毎会計年度終了後とする。

(報告の期限と公表の時期)

第 5 条 本制度に係る報告の期限及び公表の時期（障害福祉サービス等事業者経営情報を除く）は以下のとおりとする。

- (1) 令和 7 年 4 月 1 日より前に指定障害福祉サービス等の提供を開始した事業者

報告の期限	公表の時期
令和 7 年 7 月 31 日	令和 7 年 9 月下旬

- (2) 令和 7 年 4 月 1 日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始した事業者

報告の期限	公表の時期
指定障害福祉サービス事業者等の指定を受けた日から 1 か月以内	報告後 1 か月以内

2 障害福祉サービス等事業者経営情報の報告の期限及び公表の時期は以下のとおりとする。

報告の期限	公表の時期
令和 8 年 3 月 3 1 日	令和 8 年 4 月以降

(実施主体)

第 6 条 情報公表制度の事務の実施主体は知事とする。

(公表対象事業者)

第 7 条 情報の公表を行う指定障害福祉サービス等の種類は以下のとおりとする。

(1) 指定障害福祉サービス（共生型障害福祉サービスを含む。）

指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定重度障害者等包括支援、指定施設入所支援、指定自立訓練、指定就労選択支援、指定就労移行支援、指定就労継続支援、指定就労定着支援、指定自立生活援助及び指定共同生活援助

(2) 指定地域相談支援

指定地域移行支援及び指定地域定着支援

(3) 指定計画相談支援

(4) 指定通所支援（共生型通所支援を含む。）

指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援

(5) 指定障害児相談支援

(6) 指定入所支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）

指定福祉型障害児入所施設及び指定医療型障害児入所施設

(報告の対象となる事業者)

第 8 条 障害者総合支援法第 76 条の 3 第 1 項及び児童福祉法第 33 条の 18 第 1 項の規定により、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとするときに報告の対象となる。また、障害者総合支援法第 76 条の 3 第 1 項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号。以下「障総則」という。）第 65 条の 9 の 6 並びに児童福祉法第 33 条の 18 第 1 項及び児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号。以下「児福則」という。）第 36 条の 30 の 2 の規定により、災害その他知事に対し情報公表対象サービス等の報告を行うことができないことにつき正当な理由がある事業者を除き、本要綱で定める基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者を報告の対象とする。

(報告の内容)

第9条 本制度に係る報告の内容は以下のとおりとする。

- (1) 令和7年4月1日より前に指定障害福祉サービス等の提供を開始した事業者
障害福祉サービス等情報公表制度の施行について（障障発 0901 第1号令和7年9月1日最終改正）別添1 基本情報及び別添2 運営情報並びに別添3 経営情報
- (2) 令和7年4月1日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始した事業者
障害福祉サービス等情報公表制度の施行について（障障発 0901 第1号令和7年9月1日最終改正）別添1 基本情報

(報告の方法)

第10条 事業者は、独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム」（以下「公表システム」という。）を通じて知事に報告することとする。ただし、公表システムを通じて報告できないやむを得ない事情がある場合については、文書等による報告も可能とする。

(障害福祉サービス等情報の更新の取扱い)

第11条 法人及び事業所等の名称、所在地、電話番号、FAX番号、ホームページ及びメールアドレスについては、事業者は、当該事項の修正又は変更のあったときに公表システムを通じて速やかに知事に報告を行うこととする。

2 前項以外の情報については、年1回の定期的な報告を行うものとする。

(是正命令を受けた事業者に係る障害福祉サービス等情報の取扱い)

第12条 事業者は、知事から障害者総合支援法第76条の3第4項及び児童福祉法第33条の18第4項の規定に基づく報告、報告の内容の是正又は調査を受けることを命じられた場合、障害福祉サービス等情報について、知事の指示により、報告し、報告の内容を是正し、調査を受けるものとする。

(調査)

第13条 知事は、事業者が公表した障害福祉サービス等情報について必要と認める場合には、障害者総合支援法第76条の3第3項及び児童福祉法第33条の18第3項の規定に基づく調査を実施することとする。

(情報の公表)

第14条 知事は、本要綱等に基づき事業者が提供する指定障害福祉サービス等の種類及び事業所ごとの基本情報及び運営情報を公表する。また、調査を実施した場合には当該調査結果についても公表する。

また、知事は障害福祉サービス等情報公表システム上の経営情報データベースを活用して集計し、障害福祉サービス等事業者経営情報を属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表する。

- 2 知事が行う情報の公表方法はインターネットによるものとする。
- 3 知事は、利用者等からの要請に応じて紙媒体による情報提供、閲覧等についても行うものとする。

(相談及び苦情等の対応)

第 15 条 公表されている情報に係る苦情及び相談窓口は佐賀県健康福祉部障害福祉課指導担当とする。

附則

この要綱は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 8 月 29 日から施行する。